国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託
業務説明資料

1　総則

(1)　適用範囲

本仕様書は「国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用します。

(2)　準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、横浜市の委託契約約款及び契約規則を遵守することとします。

(3)　件名

国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託

(4)　履行期限

令和４年３月 25 日（金）

(5)　履行場所

旧上瀬谷通信施設及び周辺地域

2　業務の概要

(1) 業務の背景・目的

横浜市では、平成 27 年６月に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設において、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的とした国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）の開催に向けた取組を進めています。

これまで、平成 30 年３月に本市としての基本構想案を策定し、令和元年９月には、国際園芸家協会（AIPH）に開催申請を行い、承認を得ました。国においても、令和元年度に国際園芸博覧会検討会、令和２年度に横浜国際園芸博覧会具体化検討会が開催されました。

令和９年３月の開催に向けて、国等の関係組織と連携を図りながら、博覧会会場を市として具体化させていく必要があります。

本業務は、旧上瀬谷通信施設において博覧会を開催するにあたり、令和２年度に策定した国際園芸博覧会基本計画(市案)等を踏まえ、博覧会会場における概略検討を行うことを目的とします。

〇参考：国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html

〇参考：旧上瀬谷通信施設の土地利用（横浜市 HP）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html

〇参考：国際園芸博覧会（農林水産省・国土交通省共管）

http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html

(2)　留意事項

博覧会会場における概略検討にあたっては、本業務のほかに、博覧会基本計画の深度化や輸送アクセス、発注者支援に関する委託など複数の業務が並行して実施される予定であり、その検討内容は相互に関係するため、業務の実施にあたっては、他の受託者と連携して取り組むこととします。

さらに、旧上瀬谷通信施設に関しては、土地区画整理事業や公園事業など、都市整備局をはじめ、環境創造局、旭区、瀬谷区等において、土地利用の具体化に向けた検討を並行して進めており、業務の実施にあたっては、密接に連携して取り組むこととします。また、横浜国際園芸博覧会具体化検討会の資料や議事について、十分に理解し、国等の関係者との調整を行いながら作業を進めることとします。

(3)　博覧会区域と土地利用計画

本博覧会は、観光賑わいエリア及び公園エリアを活用した区域構成（約 100ha）としています。

本業務では、土地区画整理事業による基盤整備や土地利用計画、公園計画との施設の配置（仮設を含む）等を踏まえながら、検討を進めることとします。

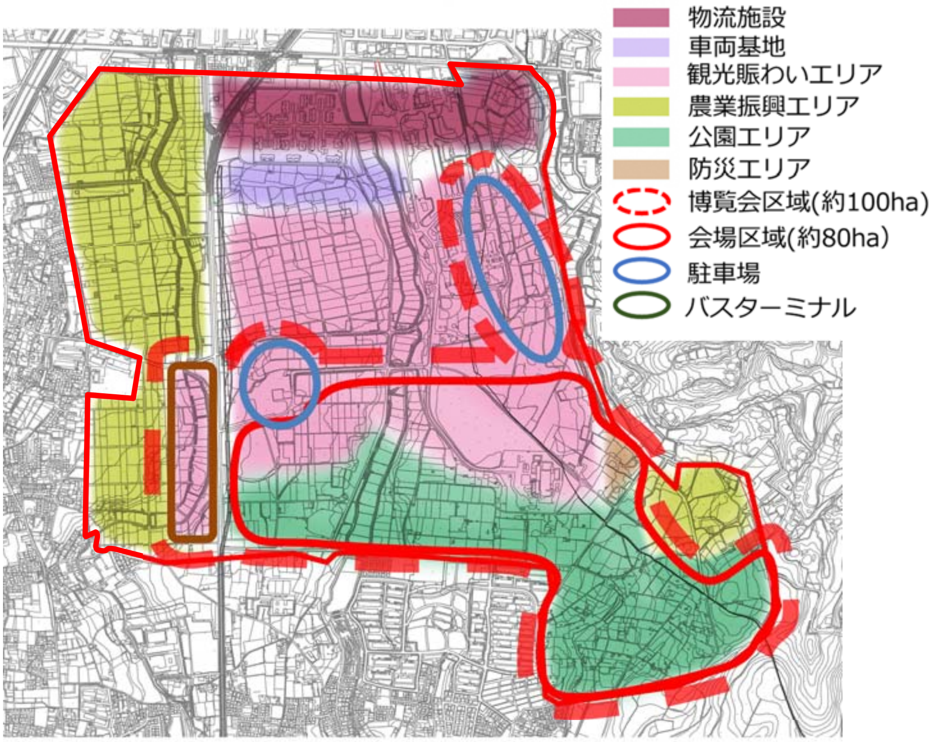

（横浜国際園芸博覧会具体化検討会資料より抜粋）

3　業務内容

以下の項目について、令和２年度までの検討状況を踏まえ、市と協議しながら検討を行います。

(1)　与条件の確認・検討及び委託業務計画書の作成

国際園芸博覧会に関する過年度までの検討内容や関連する事業（土地区画整理事業や公園整備事業）の検討状況等の本業務を行う上で必要な情報を把握し、本業務を行うための与条件の確認・検討を行います。また、委託業務計画を契約締結後 14 日以内（休日等を含む）に作成し、発注者へ提出します。なお、委託業務計画書の記載内容については、土木設計業務共通仕様書（横浜市）第 112 条を参照すること。

(2)　過年度の博覧会会場に関する検討等の整理

過年度の博覧会会場に関する検討等について整理するとともに、ＢＩＥ申請等に向けた各項目について、条件や方向性などを検討します。

【参考：令和２年度の検討項目】
- 会場コンセプト
- 会場区域
- 景観計画
- 施設計画
- 動線計画
- インフラ計画
- グリーンインフラ計画
- ユニバーサルデザイン計画
- 駐車場計画
- 会場管理運営計画
- ハードレガシー計画

(3)　自然環境ポテンシャルの活用保全

ア　環境特性の分析

旧上瀬谷通信施設内における自然環境ポテンシャルを活かすため、既存樹木や河川(水源)の活用や表土保全、シードバンクの活用等の具体的な自然環境ポテンシャルの保全活用方法を検討します。

イ　既存樹木調査

旧上瀬谷通信施設内の既存の樹木調査結果を踏まえ、自然環境ポテンシャルを活かすため不足する既存樹木の調査を実施します。対象樹木は、市と協議のうえ選別を行い、その本数については、50 本程度とします。

(4)　会場計画の検討

博覧会会場は、区画整理や公園等の事業と連携した整備が予定されており、今後、事業間の調整に必要となる条件の整理など、次の項目について概略検討を行います。

ア　造成計画

自然環境ポテンシャル(現地形)を活かすとともに、将来まちづくり(区画整理事業及び公園整備事業)と整合を図った博覧会会場区域全体、会場周辺の博覧会用駐車場及びﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ等の博覧会関連施設の造成計画を策定します。また、造成計画をもとに、主要断面の作成を行います。

イ　会場構成

上瀬谷特有の地形を生かし、周囲の自然環境と調和したランドスケープや視点場の設定、会場全体の景観を考慮した動線や施設配置など未来社会の風景を実現するための会場構成について検討します。

特に、多様な参加を生み出す仕掛けとして、展開する展示、飲食、参加、体験等の様々な機能を複合させた配置(Village 型配置)について、具体的な空間構成や参加スキームについても検討します。なお、検討にあたっては、博覧会の事業計画(イベントやコンテンツ等)の検討と連携を図るものとします。

ウ　動線計画(園路広場計画含む)

ⅰ)　園内動線及び園内交通の具体化検討

令和２年度の動線計画をもとに、造成計画を踏まえた動線計画の具体化を検討します。

また、来場者の快適で円滑な移動を実現する園内モビリティ(トラムやパーソナルモビリティ等)を具体的な検討を行います。

ⅱ)　会場の連続、一体性に関する立体横断の検討

会場区域を分断する道路や河川部の谷戸地形等の横断するための方法について具体的イメージができるよう検討を行います。検討にあたっては、スタディ模型の作成を行います。

ⅲ） 園路広場計画

動線計画及び施設計画等を踏まえ、来場者の移動や休息等を考慮した園路広場計画を検討します。なお検討に当たっては、暑さ対策など来場者のホスピタリティも考慮します。

エ 施設計画

開催主催者が整備する建築物・工作物の基本計画(機能・性能、構造、規模、材料、工法等)とともに他の出展者が整備する区画等の条件整理などを検討します。特に木材の利用範囲や調達方法など与条件の概略を整理します。また、主催者が出展する庭園について、谷戸地形や調整池の形状・機能等を考慮して概略検討を行います。

オ 駐車場・ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ等計画

過年度検討成果や他の委託業務、会場基本計画の検討などと連携し、会場内の駐車場や会場内ターミナルにおける施設配置や駐車可能台数について検討を行います。

カ 植栽計画

ｉ） 樹木植栽計画

既存樹木の活用(移植樹木含む)を踏まえた樹木の植栽計画を検討します。また、高木、中低木等(バラのアーチやトピアリーなどの仕立て植物を含む)の必要な数量の試算を行い、樹木リストの作成を行います。

ⅱ） 移植樹木選定、計画策定

「(3)-イ既存樹木調査」及び「ｉ)樹木植栽計画」を踏まえ、移植対象樹木の選定(150本程度)を行い、移植樹木リストを作成します。なお、移植対象樹木については、樹木医による移植に関する診断を受けるものとします。そのうえで、上瀬谷区域内の既存樹木の移植計画(移植工法、移植スケジュール、費用試算等)を策定します。

キ インフラ計画

ｉ） 環境に配慮したインフラ計画の方針

博覧会における再生可能エネルギーや水循環の考え方と各種政策等を踏まえた目標の検討を行います。特に、水素、太陽光、風力、バイオマス等を活用した「再生可能エネルギー100%」や雨水活用等の新技術について、導入可能性の概略検討を行います。

ⅱ） 電気、ガス、上下水道基本計画及び廃棄物処理、出展者等インフラ供給計画

上記を踏まえ電気、ガス、上下水道の基本計画を検討します。電気、ガス、上下水道の必要量を試算し、将来まちづくりとの整合を図った本設・仮設の区分分けも行うとともに、ICT 技術による効率的な制御・運用等の導入可能性の概略検討も行います。

また、廃棄物処理の考え方や排出量の試算をしたうえで、廃棄物の場内での処理や排出方法、必要な施設の概略検討を行います。

さらに、博覧会出展者への各種インフラの供給方法等についても概略検討を行います。

(5) グリーンインフラ計画

令和２年度に策定した国際園芸博覧会基本計画(市案)等を踏まえ、将来まちづくり(区画整理事業及び公園整備事業等)との整合を図った博覧会会場におけるグリーンインフラの具体的な実装計画を検討します。計画の検討にあたっては、施設整備(ハード整備)だけでなく、グリーンインフラの維持管理などによる利用効果(ソフト展開)を含めた、ハード・ソフトの両面からの検討を行うものとします。

(6) 景観計画

令和２年度に策定した国際園芸博覧会基本計画(市案)等を踏まえ、会場内の移動も楽しむ

ための景観演出やランドスケープの手法などVillage型配置の特性を踏まえた概略検討を行います。

(7)　会場整備費及び整備スケジュールの検討

過年度及び本委託による会場基本計画を元に、工事費、解体撤去費、設計費など会場整備費の試算を行います。試算にあたっては、区画整理や公園整備等の関連事業を踏まえつつ、極力コストの縮減が図られるよう施設の多機能複合化、コンパクト化、簡素化等の提案を盛り込みながら検討を行います。

また、令和４年度以降の設計から工事、博覧会開催、解体撤去までの会場整備スケジュールを作成します。作成にあたっては、区画整理や公園整備等の関連事業を踏まえつつ、安全かつ円滑に極力短期間で会場整備を推進できるよう検討を行います。

(8)　施工計画の概略検討

令和４年度以降に予定している環境アセスメントの準備書に記載する工事方法、工程表、車両走行ルート、運行台数、工事時間帯及び工事中の環境・安全対策等について、検討を行います。

(9)　博覧会会場における新技術等の導入検討

博覧会は未来を見据え実験的な取組をしていくことが求められており、本博覧会においても、新技術や新たな取組等を取り入れた博覧会会場とする必要があります。博覧会会場で導入可能な園芸博にふさわしい新技術や新たな取組及びスマートシティに代表される未来の都市としての博覧会場の在り方等について、2025年の大阪・関西万博との連携も考慮して検討を行うとともに、課題の整理を行い、実現可能性の評価を行います。また、輸送についても、会場内輸送（園内モビリティ等)、会場外輸送（駅シャトルバス、交通情報の提供等）の観点から検討するものとします。

(10)　会場計画に関連するレガシー計画

過年度のレガシー計画の検討を踏まえ、将来まちづくりを考慮した会場計画に関連するレガシー計画について、概略検討を行います。

(11)　模型作成

２m×２m程度のプレゼンテーション用の会場模型を作成します（具体的な仕様は、検討状況を踏まえて別途協議により、決定します)。

(12)　パース、鳥観図等の作成

イメージパース等の作成を行います。(10枚程度　Ａ３サイズ　CG作成)

(13)　有識者ヒアリング

令和２年度の有識者ヒアリング（建築分野２名に１回ずつ、ランドスケープ分野２名に２回ずつ実施）を踏まえ、検討案に対する意見を取り入れる機会を設定します。ヒアリングは、市職員のほか必要に応じ関係者が参加しながら進めるものとし、必要に応じて有識者を追加で選定する場合もあります。なお、ヒアリングの実施に係る費用及び有識者への謝礼等は 本委託業務に含むものとします。

(14)　報告書とりまとめ

本委託における検討結果について、報告書にとりまとめます。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこととします。

4　成果品

(1)　報告書：Ａ４判・ドッジファイル製本５部及びレザック製本５部

(2)　報告書及び調査で作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）
　　(Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。)

(3)　その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5　既往調査等

・令和２年度　国際園芸博覧会基本計画（市案）等調査検討業務委託
・令和２年度　旧上瀬谷通信施設地区基盤整備等実施設計業務委託
・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託
　（令和元年度及び令和２年度　環境創造局発注）
・国際園芸博覧会輸送アクセス検討業務委託(令和元年度及び令和２年度)
・平成 31 年度 国際園芸博覧会の招致・広報・機運醸成等業務委託
・令和２年度　国際園芸博覧会に係る環境影響評価業務委託
・平成 30 年度　旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査業務委託

6　参考資料

・「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」（令和２年３月）
・「国際園芸博覧会検討会報告書」（令和２年２月）
・「2027 年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書」（令和元年７月）
・「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案」（平成 30 年３月）

7　その他

(1)　業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出することとします。また、打合せについては、定例会を週１回程度、その他必要に応じて各検討における個別打合せを別途想定しています。打合わせの形態については、新型コロナウィルス感染症の状況等も踏まえ、WEB会議も可能とします。

(2)　受託者は、委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこととします。

(3)　受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとします。

(4)　受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければなりません。

(5)　受託者は、本業務の実施にあたり、本市等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこととします。

(6)　受託者が横浜市の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとします。

(7)　業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。

(8)　受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとします。

(9)　受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとします。

(10)　成果品については、横浜市に帰属するものとします。

(11)　本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとします。